

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書

被相続人

特例事業相続人等

この明細書は、相続又は遺贈により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。  
 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2を使用してください。

1 特定事業用資産に係る事業

① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業相続人等の開業届出書提出年月日	年 月 日		確認番号	
④ 特例事業相続人等の青色申告の承認申請書の提出年月日	年 月 日	⑥ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
			認定番号	

(注) 1 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。  
 2 ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。  
 3 ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

2 特定事業用資産の明細

この欄は、被相続人等の事業の用に供されていた資産（相続開始日の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。  
 この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等

①	所在地	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額
		㎡	円	㎡	円
⑥ 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額					イ

(2) 建物

①	所在地	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額
		㎡	円	㎡	円
⑥ 特例の適用を受ける建物の価額の合計額					ロ

(3) 減価償却資産

① 名称	② 所在地	③ 数量	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける数量	⑥ ⑤に係る価額
			円		円
⑦ 特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計額					ハ

(注) 1 (1)③、(2)③及び(3)④の「価額」欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。  
 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合等については、第8の6表の付表3等に「特例の適用に当たっての同意」を記入してください。  
 3 (1)④及び(2)④の面積については、第8の6表の付表3により限度面積の判定を行ってください。

3 最初の特例の適用に関する事項

この欄は、特例事業相続人等が、その相続前に贈与又は相続等により取得した上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

(注) 1 ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。  
 2 ③欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。  
 3 ④欄は、上記2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 特例事業用資産の価額 (イ+ロ+ハ)

A 円

(注) A欄の金額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。  
 なお、第8の6表の付表1のほか、第8表の6の付表2又は第8表の6の付表2の2の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

※税務署整理欄 入力 確認

※の項目は記入する必要がありません。

第8の6表の付表1（平成31年1月分以降用）